土木工事共通仕様書(H25.4改定)の正誤表について

箇所	頁数	平成25年4月版	平成25年4月訂正版	備考
土木工事共通仕様書3-1-1-9	P3－7	4.電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。 ~~また、台帳フォルダ(REGISTER)の作成は不要とし、電子納品する台帳データがある場合は、その他フォルダ(OTHRS)へ格納するものとする。~~	4.電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。 なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	平成25年9月訂正
土木工事共通仕様書3-2-6-7の5(3)	P3－87	5.基層及び表層の規定 (3)受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-27に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	5.基層及び表層の規定 (3)受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-24に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	平成25年9月訂正
土木工事共通仕様書6-1-7-2	P6－5 ～6	遮水シートBは、以下の仕様による。 止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。) 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。 止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。 止水材の品質規格は、表1-4による。 被覆材の品質規格は、1.(1).5) 表1-3による。 (2)品質管理	(2)遮水シートBは、以下の仕様による。 ①止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。) ②止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。 ③止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。 ④止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。上記①及び③は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。 ⑤止水材の品質規格は、表6-1-4による。 ⑥被覆材の品質規格は、1.(1).⑤表6-1-3による。 (3)品質管理	誤記載修正